

「筑紫野市スポーツ施設整備基本構想（案）」に対する意見募集（パブリック・コメント）結果

(1) 意見募集期間（パブリック・コメント期間） 令和7年9月10日～令和7年10月9日

(2) 意見の提出者数 10人

(3) 提出された意見と意見に対する考え方

No	ページ	項目	意見の趣旨及び内容	意見に対する考え方
1	13	第3章 市民アンケート等の考察について 2. 市民アンケート等で要望の高い施設の検討	市民プールがほしい。 近隣市は市民プールがあるため、天候や季節に左右されずプール授業が行えている。プール授業を外注し、メンテナンス等も1カ所に集中させる方が効率的である。	P1に記載のとおり、本構想は総合体育館の整備について優先的に検討することとしており、P13に記載の理由により、屋内プールの整備については本構想の対象外とし、別途検討することとしています。
2	17-19	第6章 総合体育館及び付帯スポーツ施設の規模	市内の運動施設がとても少ないため、スポーツ複合施設がほしい。	第6章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定や施設種別の検討を行います。
3	13	第3章 市民アンケート等の考察について 2. 市民アンケート等で要望の高い施設の検討	屋内プールの整備を盛り込んでほしい。 「市民が今後してみたいスポーツ」の3.5%を占めているのに構想から外れる理由が分からない。市内にスイミングスクールもなく、コストが高額な施設を民間に委ねるのはいかがなものか。	P1に記載のとおり、本構想は総合体育館の整備について優先的に検討することとしており、P13に記載の理由により、屋内プールの整備については本構想の対象外とし、別途検討することとしています。
4	13	第3章 市民アンケート等の考察について 2. 市民アンケート等で要望の高い施設の検討	屋内の温水プールを設置してほしい。 カミリーヤの歩行プールでは物足りない。車で通えない人のために巡回バスで通えるようにして、場所は旧市役所跡地か図書館横を希望。	P1に記載のとおり、本構想は総合体育館の整備について優先的に検討することとしており、P13に記載の理由により、屋内プールの整備については本構想の対象外とし、別途検討することとしています。
5	17-19	第6章 総合体育館及び付帯スポーツ施設の規模	スポーツ施設整備を実施するならば、立地場所については、JRや西鉄の駅から徒歩圏内で、具体的には二日市駅や天拝山、朝倉街道駅の周囲が望ましい。中規模施設とし、①アリーナ②武道場、多目的運動室と機能を分散させる。 地域の活性化が期待できる面では、①旧市役所跡地 ②中央通商店街広場も候補地としてあると考える。	第6章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定に取り組んでいきます。
6	15-19	第5章 総合体育館及び付帯スポーツ施設整備の基本方針 第6章 総合体育館及び付帯スポーツ施設の規模	スポーツ施設整備を実施するならば、 ・多くの市民が利用できる、利用しやすい開放された施設であること ・スポーツ以外にも市民が集える憩いの場、学びの場等の施設が望ましい。 具体例として、 ①体育館、武道館等に市民プールを併設した案。敷地に余裕があればテニスコートやグラウンドゴルフ等のスペースの設置。 ②都市型道の駅やコンビニ等を併設し日常的な利用者が増える施設。 ③憩いの場や散歩コースとして、大庇や小公園、ちびっこ広場の整備 ④空調設備の整備 ⑤広い駐車場を設け、アクセス容易な施設。	第6章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定や施設種別の検討を行います。 なお、市民プールの整備については、P13に記載の理由により、本構想の対象外とし、別途検討することとしています。
7	15-19	第5章 総合体育館及び付帯スポーツ施設整備の基本方針 第6章 総合体育館及び付帯スポーツ施設の規模	スポーツ施設の充実のため、小学生から高齢者まで安価で利用できる施設を整備してほしい。 市内のスポーツ施設は単独で大会を開催できる規模でないことや、近隣市では新しい体育館やプール等が整備されているため、スポーツを通じて心身ともに元気な町づくりを目指してほしい。	第6章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定や施設種別の検討を行います。 なお、市民プールの整備については、P13に記載の理由により、本構想の対象外とし、別途検討することとしています。 使用料については、スポーツ施設を整備する際に検討します。

No	ページ	項目	意見の趣旨及び内容	意見に対する考え方
8	15-19	第5章 総合体育館及び付帯スポーツ施設整備の基本方針 第6章 総合体育館及び付帯スポーツ施設の規模	近隣の総合体育館は同じ規模なので、違った視点での建設を希望。 ・「みる」の視点で、5,000人以上の観客席スポーツ以外での用途も増え、外部からの来場者が増える。 ・「ささえる」の視点で、規模が大きければプロスポーツの本拠地となりうる。	多くの市民が、スポーツに親しみ、集えるよう、また、季節や天候に左右されず気軽に利用できるなど、「使いやすいスポーツ施設日本一」を基本方針に、第6章に記載のとおり、総合体育館及び付帯スポーツ施設の規模を設定しています。
9	17-19	第6章 総合体育館及び付帯スポーツ施設の規模	体育館の建設に賛成である。 老朽化していること、最低限1,000席を確保し他自治体で実施している大会を誘致することで「稼ぐ」という視点も大事と思われる。 建設地は、JT跡地を除くと諸田グラウンドの南側かカミーリヤ周辺を提案。	第6章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定に取り組んでいきます。
10	14,17-19	第4章 総合体育館及び付帯スポーツ施設整備の必要性 第6章 総合体育館及び付帯スポーツ施設の規模	新たな総合体育館の整備について反対である。事業費の妥当性と財政への影響が大きな懸念。今後の少子高齢化や公共施設の維持管理費の増加を考えると、総合体育館の整備は市民の税負担の増大や将来世代への負担を増やすべきでないとする。 また、近隣自治体と連携し近隣の総合体育館の共同利用や連携の検討が不十分である。	スポーツ施設整備については、第4章に記載のとおり必要性があると考えており、また、事業を進めるにあたっては、第6章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定に取り組んでいきます。
11	1	第1章 スポーツ施設整備基本構想について 1. 構想の目的	構想の内容がスポーツ施設整備基本構想ではなく、総合体育館基本構想にしかかかっていない。	本構想は総合体育館の整備について優先的に検討した内容となっており、付帯スポーツ施設については、第6章に記載のとおりです。
12	13	第3章 市民アンケート等の考察について 2. 市民アンケート等で要望の高い施設の検討	構想内に、アンケートで要望されているスポーツ施設について、考え方、方向性だけでも記載すべきである。	市民アンケート等で要望されているスポーツ施設については、特に要望の高かった3つのスポーツ施設をP13のとおり整理しています。
13	17-19	第6章 総合体育館及び付帯スポーツ施設の規模	付帯スポーツ施設で、多目的グラウンド小にテニスコートの記述があるが、中途半端な面数となるため不要と考える。大会を開催するには最低でも8面、約5,500㎡必要であり整備の方向性だけでも示してほしい。	第6章に記載のとおり、用地面積の考え方や財政状況等を勘案しながら、候補地の選定や施設種別の検討を行います。
14	-	-	構想内に、現在の体育館、多目的広場(野球・サッカー場)、テニスコートを一体的にどのように再整備するかを記述してほしい。	候補地が定まっておらず、現スポーツ施設の再整備については検討が困難であり、本構想から対象外とします。
15	21	第7章 整備手法及び管理運営方法について ◇各整備手法のまとめ	整備手法のデメリット欄に、「市内業者の事業機会を失う可能性がある」とあるが、総合体育館の整備は必ずしも市内業者の参入を前提としていないため削除すべきである。	事業手法については、市内業者の参入を前提としているものではなく、当資料は、各整備手法について一般的な解説を行っているところです。